

平成 28 年 6 月 1 日  
(公財) 全日本柔道連盟 指導者養成委員会

## 登録や更新の不備による公認指導者資格の失効と「復活申請」について

公認指導員 (A, B, C, 準 指導員の保有者) は毎年「指導者資格登録」を行い、資格の有効期間内に更新講習会を受講しなければなりません。もし登録や更新を怠った場合、資格は停止され、指導者としての活動ができなくなります。公認指導員は各自責任を持って資格の登録および更新を行って下さい。

なお、資格停止を受けた者は一定の条件を満たせば復活が認められます。

### 1) 登録不備による停止の場合の復活申請

平成 29 年 1 月末までであれば、復活審査料 ¥5,000 を添えて復活申請が認められます。それ以降の申請は認められません。

### 2) 更新講習会未受講による停止の場合の復活申請

A, B, C 指導員の場合は 4 年間以内、準指導員の場合は 2 年間以内に、まず更新講習会を受講した後、復活申請を行うことができます。

この期間を過ぎると資格喪失となり復活できません。

詳細についてはリンク先の資料を確認してください。

- [「復活申請」の手続方法 \(都道府県柔道連盟 \(協会\) 用\)](#)
- [「復活申請」の手続方法 \(申請者用\)](#)
- [復活申請書 \(申請者用\) \(様式 1\)](#)
- [「復活申請者」リスト \(都道府県柔道連 \(協会\) 盟用\) \(様式 2\)](#)
- [「復活申請団体様式」 \(都道府県柔道連盟 \(協会\) 用\) \(様式 3\)](#)